

平成 26 年度

長野市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

長野市監査委員

27 監査第 119 号
平成 27 年 9 月 29 日

長 野 市 長
加 藤 久 雄 様

長野市監査委員	鈴 木 栄 一
同	轟 光 昌
同	岡 田 荘 史
同	寺 澤 和 男

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象	1
第 2 審査の期間	2
第 3 審査の方法	2
第 4 審査の結果	2
1 総合意見	2
2 個別意見	3
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	6
審査資料	9

平成 26 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象	15
第 2 審査の期間	15
第 3 審査の方法	15
第 4 審査の結果	15
1 総合意見	15
2 個別意見	16
審査資料	17
参考資料	23

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

一般 会計等	一般会計		実質赤字比率	連結 実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計等に属する 特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計					
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
		授産施設特別会計					
公営事業 会計	公営企業に属する 特別会計のうち公営企業に係る特別 会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	資金不足比率(※)	連結 実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
		介護保険特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
		駐車場事業特別会計					
公営事業 会計	公営企業に係る 会計 (地方公営企業法を 適用する事業 又は地方財政法施行 令第46条の事業)	法 適 用 企 業	産業団地事業会計	資金不足比率(※)	連結 実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
			水道事業会計				
			下水道事業会計				
		用 法 企 業 非 適	病院事業会計				
			戸隠観光施設事業会計				
			飯綱高原スキー場事業特別会計				
一 組 合 事 務	須高行政事務組合／北信保健衛生施設組合／千曲衛生施設組合／長水部分林組合／長野県市町村自治振興組合		資金不足比率(※)	連結 実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	長野広域連合／長野県後期高齢者医療広域連合／長野県地方税滞納整理機構						
第三セ クター 等	地方公社	長野市土地開発公社	資金不足比率(※)	連結 実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	第三セクター等	長野市が損失補償をしている場合に、算定に含める。 (平成26年度は該当なし)					

(※) 資金不足比率は公営企業会計ごとに算出する。

なお、資金不足比率審査意見については、15 ページから記載している。

第2 審査の期間

平成27年6月30日から9月17日まで

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

健全化判断比率は次表のとおりであり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	H26-25年度 増減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (▲2.03%)	— (▲2.11%)	— (▲1.09%)	— (▲2.25%)	— (▲2.90%)	0.08	11.25%	20%
連結実質赤字比率	— (▲26.56%)	— (▲24.45%)	— (▲21.66%)	— (▲20.87%)	— (▲18.94%)	△2.11	16.25%	30%
実質公債費比率	5.7%	8.1%	10.1%	11.0%	11.9%	△2.4	25%	35%
将来負担比率	28.2%	19.9%	24.9%	24.2%	35.6%	8.3	350%	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」で表示し、参考として、黒字の比率を（ ）内に「▲」で併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。さらに、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされている。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

平成 26 年度決算における実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名		実質収支額		対前年度 増 減
		平成26年度	平成25年度	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	1,851,268	1,918,173	△ 66,905
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	150	210	△ 60
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0
	授産施設特別会計	2,443	74	2,369
合 計 ①		1,853,861	1,918,457	△ 64,596
標 準 財 政 規 模 ②		91,106,275	90,677,945	428,330
実 質 赤 字 比 率 (① / ②) (※)		— (▲2.03)	— (▲2.11)	0.08 ^ホ イト

(※) 実質赤字比率については、参考として、黒字の比率を「▲」で表示した。

※ 実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\left(\begin{array}{l} \text{〈算式〉} \\ \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)}} \times 100 \end{array} \right)$$

当年度の実質収支額は、前年度に比較して 6,459 万円余減少したものの、18 億 5,386 万円余の黒字となった。

実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は「—」で表示されている。

(2) 連結実質赤字比率

平成26年度決算における連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名	連結実質収支額		対前年度 増 減	
	平成26年度	平成25年度		
一般会計等	実質収支額			
一 般 会 計	1,851,268	1,918,173	△ 66,905	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	150	210	△ 60	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
授産施設特別会計	2,443	74	2,369	
小 計	1,853,861	1,918,457	△ 64,596	
一般会計等以外の特別会計のうち公営 企業に係る特別会計以外の会計	実質収支額			
国民健康保険特別会計	1,001,331	1,215,554	△ 214,223	
駐車場事業特別会計	16	11	5	
介護保険特別会計	160,790	164,830	△ 4,040	
後期高齢者医療特別会計	7,106	3,180	3,926	
小 計	1,169,243	1,383,575	△ 214,332	
公営企業会計に係る会計	資金不足額(△)・剰余額			
法 適 用 企 業	水道事業会計	8,377,651	7,649,231	728,420
	下水道事業会計	6,615,711	6,775,609	△ 159,898
	病院事業会計	5,089,436	4,429,050	660,386
	戸隠観光施設事業会計	11,149	14,995	△ 3,846
	産業団地事業会計(宅地造成事業)	1,083,292	0	1,083,292
	小 計	21,177,239	18,868,885	2,308,354
法 非 適 用 企 業	飯網高原スキー場事業特別会計	202	198	4
	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	88	261	△ 173
	小 計	290	459	△ 169
合 計 ①	24,200,633	22,171,376	2,029,257	
標準財政規模 ②	91,106,275	90,677,945	428,330	
連結実質赤字比率(①/②) (※)	— (▲26.56)	— (▲24.45)	△2.11ポイント	

(※) 連結実質赤字比率については、参考として、黒字の比率を「▲」で表示した。

※ 連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

$$\left(\begin{array}{c} \text{〈算式〉} \\ \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \\ \text{(臨時財政対策債を含む)} \end{array} \right)$$

当年度における連結実質収支額は、前年度に比較して20億2,925万円余増加し、242億63万円余の黒字となった。

これは主に、公営企業会計（法適用企業）の資金剰余額が23億835万円余増加したことによるものである。

連結実質赤字額は生じていないことから、連結実質赤字比率は「－」で表示されている。

（3）実質公債費比率

平成26年度決算における実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

	単年度			3か年平均		
	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成24年度から平成26年度 ①	平成23年度から平成25年度 ②	増減 (ポイント) ①－②
実質公債費比率	2.6%	5.4%	9.0%	5.7%	8.1%	△2.4

※ 実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均である。

(単位 千円)

項目	単年度		対前年度増減
	平成26年度	平成25年度	
地方債の元利償還金 ①	16,370,261	18,150,192	△ 1,779,931
準元利償還金 ②	6,088,836	6,241,478	△ 152,642
特定財源 ③	3,510,798	4,153,084	△ 642,286
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ④	16,982,630	16,151,301	831,329
(①+②)－(③+④) A	1,965,669	4,087,285	△ 2,121,616
標準財政規模 ⑤	91,106,275	90,677,945	428,330
⑤－④ B	74,123,645	74,526,644	△ 402,999
実質公債費比率(単年度) A / B	2.6%	5.4%	△2.8ポイント

<算式>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

単年度の実質公債費比率をみると、当年度は2.6%で、前年度に比較して2.8ポイント低下（改善）している。これは主に、一般会計等が負担する地方債の元利償還金が前年度に比較して、17億7,993万円余減少したことによるものである。

平成24年度から平成26年度までの3か年平均による実質公債費比率は5.7%で、平成23年度から平成25年度までの3か年平均に比較して、2.4ポイント低下（改善）しており、早期健全化基準の25%を下回っている。

（４）将来負担比率

平成26年度決算における将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

（単位 千円）

年 度	平成26年度	平成25年度	対前年度 増 減
項 目			
将来負担額 ①	237,970,173	232,413,613	5,556,560
地方債の現在高	140,881,915	133,330,961	7,550,954
債務負担行為に基づく支出予定額	3,988,168	3,513,464	474,704
公営企業債等繰入見込額	68,360,547	70,453,746	△ 2,093,199
組合負担等見込額	300,875	361,020	△ 60,145
退職手当負担見込額	22,278,315	23,444,290	△ 1,165,975
設立法人の負債額等負担見込額	2,160,353	1,310,132	850,221
土地開発公社	2,160,353	1,310,132	850,221
充当可能財源等 ②	216,999,221	217,551,759	△ 552,538
充当可能基金額	32,927,527	32,951,708	△ 24,181
充当可能特定歳入（※）	23,548,338	24,474,272	△ 925,934
うち都市計画税	21,625,072	21,508,193	116,879
基準財政需要額算入見込額	160,523,356	160,125,779	397,577
①－② A	20,970,952	14,861,854	6,109,098
標準財政規模 ③	91,106,275	90,677,945	428,330
算入公債費等の額 ④	16,982,630	16,151,301	831,329
③－④ B	74,123,645	74,526,644	△ 402,999
将来負担比率 A / B	28.2%	19.9%	8.3ポイント

（※） 充当可能特定歳入：都市計画税、国庫等支出金、市営住宅使用料のうち、元金償還金に充てることが見込まれる特定財源

※ 将来負担比率は、一般会計等が将来支払うべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、確定した債務に基づき算定される。

$$\left(\begin{array}{l} \text{〈算式〉} \\ \\ \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ \quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む) -} \\ \quad (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \end{array} \right)$$

当年度の将来負担比率は28.2%で、前年度に比較して8.3ポイント上昇(悪化)したものの、早期健全化基準の350%を大きく下回っている。

これは主に、将来負担額が前年度に比較して55億5,656万円増加したことによるものである。内訳を見ると、公営企業債等繰入見込額及び退職手当負担見込額がそれぞれ20億9,319万円余、11億6,597万円余減少したものの、地方債の現在高が前年度に比較して75億5,095万円余増加している。

平成27年3月公表の財政推計によると、将来負担額の59.2%を占める地方債の現在高は、プロジェクト事業の進ちよく等に伴い、平成28年度までは市債の新規借入額が元金償還額を上回ることにより上昇すると見込まれている。将来に及ぼす影響を考慮した計画的な市債の発行を行うよう留意されたい。

公営企業債等繰入見込額は、前年度に比較して減少したものの将来負担額の28.7%を占め、依然、地方債の現在高に次いで高い割合である。公営企業の繰入金については、地方公営企業法に定める経営の基本原則及び経費負担の原則に基づき必要最小限とするなど、引き続き将来負担の軽減と健全な財政運営に努められたい。

なお、公共施設については、プロジェクト事業により建設される大型施設においても、オリンピック施設等と同様に多額のランニングコストが想定される。さらに、本年7月に策定された長野市公共施設マネジメント指針で目標とされている、公共施設の総延床面積を今後20年間で20%縮減するためには、施設の複合化・多機能化や廃止等も必要となってくる。

今後も、将来に大きな負担となるインフラ施設を含めた公共施設の維持・管理費用についても十分考慮しつつ、引き続き長期的かつ総合的な視点に立った行財政運営に取り組まれたい。

審 查 資 料

一般会計等が負担する地方債元利償還金等の状況（実質公債費比率関係）

（単位 千円）

年度 項目	単年度			3か年平均		増減 A-B	単年度 平成23年度
	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成24年度から平成26年度 A	平成23年度から平成25年度 B		
① 地方債の元利償還金（公債費充当一般財源等）（※1）	16,370,261	18,150,192	19,543,600	18,021,351	19,192,148	△ 1,170,797	19,882,651
② 準元利償還金	6,088,836	6,241,478	6,168,967	6,166,427	6,352,586	△ 186,159	6,647,313
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0	0	2,406	△ 2,406	7,217
一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの	5,753,695	5,796,679	5,601,426	5,717,267	5,781,412	△ 64,145	5,946,132
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	50,152	48,512	62,943	53,869	62,099	△ 8,230	74,841
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	284,989	396,287	504,598	395,291	506,669	△ 111,378	619,123
一時借入金の利子	0	0	0	0	0	0	0
③ 特定財源（※2）	3,510,798	4,153,084	3,980,285	3,881,389	4,115,837	△ 234,448	4,214,141
④ 標準財政規模	91,106,275	90,677,945	88,924,514	90,236,245	89,681,477	554,768	89,441,971
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	16,982,630	16,151,301	15,017,595	16,050,509	15,351,081	699,428	14,884,347
⑥ 実質公債費比率（単年度） （①+②）÷（④-⑤）	2.6%	5.4%	9.0%	5.7%	8.1%	△2.4	9.9%
実質公債費比率（⑥ ÷ 3）（3か年平均）	5.7%						

（※1）繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。

（※2）特定財源：公営住宅使用料等のうち、公債費の償還等に充当したもの

将来負担額の会計別内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

会 計 名	将来負担額									
	地方債の現在高		債務負担行為に基づ く支出予定額		公営企業債等 繰入見込額		組合負担等見込額		退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額
	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度
一般会計等	140,881,915	133,330,961	3,988,168	3,513,464					22,278,315	
一 般 会 計	140,724,563	133,166,726	3,988,168	3,513,464					22,278,315	
一般会計等に属する企業会計	157,352	164,235								
住宅新築資金等 貸付事業特別会計	7,607	12,538								
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	149,745	151,697								
授産施設特別会計	0	0								
公営事業会計					68,360,547	70,453,746				
一般会計等以外の特別会計 のうち公営企業に係る特別 会計以外の会計					109,017	178,120				
国民健康保険 特別会計					8,385	9,733				
駐車場事業 特別会計					100,632	168,387				
介護保険 特別会計					0	0				
後期高齢者医療 特別会計					0	0				
公営企業に係る会計					68,251,530	70,275,626				
法適用企業					68,251,530	70,275,626				
水道事業会計					5,096,611	5,255,999				
下水道事業会計					56,275,461	57,824,049				
病院事業会計					6,338,562	6,658,101				
戸隠観光施設 事業会計					540,896	537,477				
産業団地事業会計 （宅地造成事業）					0	0				
法非適用企業					0	0				
飯綱高原スキー場事業 特別会計					0	0				
鬼無里大岡観光施設 事業特別会計					0	0				
一部事務組合等							300,875	361,020		
長野広域連合							0	0		
北信保健衛生施設組合							53,194	60,557		
千曲衛生施設組合							221,185	271,380		
須高行政事務組合							26,496	29,083		
地方公社										2,160,353
土地開発公社										2,160,353
小 計	140,881,915	133,330,961	3,988,168	3,513,464	68,360,547	70,453,746	300,875	361,020	22,278,315	2,160,353
対前年度増減 (26年度－25年度)	7,550,954		474,704		△ 2,093,199		△ 60,145		△ 1,165,975	850,221
将来負担額（26年度）	237,970,173									
前年比 (26年度－25年度)	5,556,560									

充当可能基金額の内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

基金名	充当可能基金額		
	平成26年度	平成25年度	対前年度 増減
財政調整基金	14,001,843	13,435,477	566,366
減債基金	4,059,640	4,045,031	14,609
庁舎整備基金	1,678,163	1,774,996	△ 96,833
市民病院建設基金	28,948	28,842	106
大学整備基金	1,387,758	1,382,328	5,430
市制90周年記念文化施設建設基金	2,166,881	2,265,613	△ 98,732
土地開発基金	1,045,164	1,040,844	4,320
都市デザイン基金	93,148	93,148	0
職員退職手当基金	3,572,964	3,576,009	△ 3,045
老人大学園設置運営基金	27,239	28,369	△ 1,130
ふれあい長寿社会福祉基金	849,129	915,596	△ 66,467
芸術文化振興基金	289,951	305,052	△ 15,101
スポーツ振興基金	1,451	1,451	0
高額療養費貸付基金	0	10,000	△ 10,000
防災基金	60,000	60,000	0
奨学基金	104,807	99,163	5,644
住宅新築資金等貸付事業債償還準備基金	32,319	30,365	1,954
リサイクル基金	724,887	787,284	△ 62,397
国際交流基金	88,923	90,372	△ 1,449
子供たちの国際交流基金	73,582	80,095	△ 6,513
子どもたちの国際教育のための倉石忠雄基金	39,263	49,090	△ 9,827
都市緑化基金	226,312	266,870	△ 40,558
ふるさと応援基金	5,444	51,883	△ 46,439
介護給付費準備基金	247,862	374,386	△ 126,524
特別会計国民健康保険支払準備基金	1,660,888	1,654,112	6,776
公共交通機関活性化基金	159,538	158,952	586
冬季競技振興基金	289,018	346,380	△ 57,362
水内ダム関連排水機場維持管理基金	12,405	—	12,405
合 計	32,927,527	32,951,708	△ 24,181

平成 26 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 26 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 27 年 6 月 30 日から 9 月 17 日まで

第 3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

資金不足比率は次表のとおりであり、各会計とも経営健全化基準を下回っている。

区分	会計名	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	H26-25年度 増減	経営健全化 基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	— (▲141.18%)	— (▲125.81%)	— (▲106.41%)	— (▲90.03%)	— (▲72.60%)	△15.37	20%
	下水道事業会計	— (▲87.64%)	— (▲89.46%)	— (▲92.66%)	— (▲94.79%)	— (▲87.57%)	1.82	20%
	病院事業会計	— (▲41.13%)	— (▲36.73%)	— (▲33.75%)	— (▲29.75%)	— (▲27.04%)	△4.40	20%
	戸隠観光施設事業会計	— (▲4.47%)	— (▲5.56%)	— (▲1.04%)	— (▲0.58%)	— (▲2.51%)	1.09	20%
	産業団地事業会計	— (▲22.46%)	— (▲25.68%)	— (▲26.85%)	— (▲39.71%)	— (▲13.88%)	3.22	20%
法 非 適 用 企 業	飯網高原スキー場事業 特別会計	— (▲0.30%)	— (▲0.31%)	— (▲0.39%)	— (▲0.43%)	— (▲0.45%)	0.01	20%
	鬼無里大岡観光施設事業 特別会計	— (▲0.10%)	— (▲0.27%)	— (▲0.25%)	— (▲0.19%)	— (▲0.25%)	0.17	20%

※ 資金不足比率については、資金不足が生じていないため「—」で表示し、参考として、資金剰余の比率を（ ）内に「▲」で併記した。

※ 産業団地事業会計（宅地造成）では、資金不足の割合を前年度と比較するため、一般会計からの長期借入金を資金不足額に加え、正の値ならば剰余額を0とする特例を考慮しない比率を併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。
なお、各公営企業会計の資金不足額の状況については、19 ページから記載している。

$$\left(\begin{array}{l} \text{〈算式〉} \\ \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 \end{array} \right)$$

2 個別意見

平成 26 年度決算において、法適用企業及び法非適用企業ともに資金不足は生じていないが、法適用企業の 5 会計について見ると、戸隠観光施設事業会計の資金剰余の比率が最も低く、昨年度に比べても 1.09 ポイント低下（悪化）している。

戸隠観光施設事業会計においては、今後も一般会計からの補助が予定されている中で、平成 26 年度からは新たに締結された指定管理者との基本協定により、営業収益の大部分を占めていた施設貸付料が指定管理者の収支に大きく影響される算定方式となった。営業収益の安定確保のためにも、引き続き指定管理者の収支改善に向けた指導・助言を行うとともに、指定管理者との基本協定等についても見直しを進め、更なる経営の改善、健全化に努められたい。

審 查 資 料

資金不足額の状況（法適用企業）

（１）水道事業会計

（単位 千円・％）

年度 項目	平成26年度	平成25年度	対前年度増減
資金不足額 (①-②-③-④+⑦-⑩) (※1)	▲ 8,377,651	▲ 7,649,231	△ 728,420
① 流動負債	2,758,759	941,386	1,817,373
② 控除企業債等	1,740,156	—	—
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除引当金等	64,612	—	—
⑤ 翌年度償還予定企業債	—	1,766,998	—
⑥ 小計 (①-②-③-④+⑤)	953,991	2,708,384	△ 1,754,393
⑦ 算入地方債	0	0	0
⑧ 流動資産	9,321,737	8,590,617	731,120
⑨ 控除財源	0	0	0
⑩ 貸倒引当金	9,905	—	—
⑪ 小計 (⑧-⑨+⑩)	9,331,642	8,590,617	741,025
事業の規模 (⑫-⑬)	5,934,022	6,080,101	△ 146,079
⑫ 営業収益	5,934,022	6,080,101	△ 146,079
⑬ 受託工事収益の額	0	0	0
繰越欠損金	0	0	0
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模)*100	— (▲141.18)	— (▲125.81)	△15.37ポイント
実質資金不足比率 (※2) (H25年度:((⑥+⑦-⑩)/事業の規模)*100) (H26年度:((①+⑦-⑧)/事業の規模)*100)	— (▲110.60)	— (▲96.75)	△13.85ポイント
流動比率 (⑧/①)*100 (H25年度の値は実質流動比率 (※3) (⑧/(①+⑤))*100)	337.9	317.2	20.7ポイント

（２）下水道事業会計

（単位 千円・％）

年度 項目	平成26年度	平成25年度	対前年度増減
資金不足額 (①-②-③-④+⑦-⑩) (※1)	▲ 6,615,711	▲ 6,775,609	159,898
① 流動負債	7,999,577	1,435,861	6,563,716
② 控除企業債等	6,503,331	—	—
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除引当金等	42,117	—	—
⑤ 翌年度償還予定企業債	—	6,297,770	—
⑥ 小計 (①-②-③-④+⑤)	1,454,129	7,733,631	△ 6,279,502
⑦ 算入地方債	0	0	0
⑧ 流動資産	8,012,767	8,211,470	△ 198,703
⑨ 控除財源	0	0	0
⑩ 貸倒引当金	57,073	—	—
⑪ 小計 (⑧-⑨+⑩)	8,069,840	8,211,470	△ 141,630
事業の規模 (⑫-⑬)	7,549,151	7,573,699	△ 24,548
⑫ 営業収益	7,549,151	7,573,699	△ 24,548
⑬ 受託工事収益の額	0	0	0
繰越欠損金	0	0	0
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模)*100	— (▲87.64)	— (▲89.46)	1.82ポイント
実質資金不足比率 (※2) (H25年度:((⑥+⑦-⑩)/事業の規模)*100) (H26年度:((①+⑦-⑧)/事業の規模)*100)	— (▲0.17)	— (▲6.31)	6.14ポイント
流動比率 (⑧/①)*100 (H25年度の値は実質流動比率 (※3) (⑧/(①+⑤))*100)	100.2	106.2	△6.0ポイント

(3) 病院事業会計

(単位 千円・%)

年度 項目	平成26年度	平成25年度	対前年度増減
資金不足額 (①-②-③-④+⑦-⑩) (※1)	▲ 5,089,436	▲ 4,429,050	△ 660,386
① 流動負債	850,476	515,404	335,072
② 控除企業債等	724,832	—	—
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除引当金等	3,700	—	—
⑤ 翌年度償還予定企業債	—	768,850	—
⑥ 小計 (①-②-③-④+⑤)	121,944	1,284,254	△ 1,162,310
⑦ 算入地方債	0	0	0
⑧ 流動資産	5,182,311	4,944,454	237,857
⑨ 控除財源	0	0	0
⑩ 貸倒引当金	29,069	—	—
⑪ 小計 (⑧-⑨+⑩)	5,211,380	4,944,454	266,926
事業の規模 (⑫-⑬)	12,373,515	12,059,567	313,948
⑫ 営業収益	12,373,515	12,059,567	313,948
⑬ 受託工事収益の額	0	0	0
繰越欠損金	1,400,927	1,788,222	△ 387,295
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模)*100	— (▲41.13)	— (▲36.73)	△4.40ポイント
実質資金不足比率 (※2) (H25年度: ((⑥+⑦-⑩)/事業の規模)*100) (H26年度: ((①+⑦-⑧)/事業の規模)*100)	— (▲35.01)	— (▲30.35)	△4.66ポイント
流動比率 (⑧/①)*100 (H25年度の値は実質流動比率 (※3)) (⑧/(①+⑤))*100	609.3	385.0	224.3ポイント

(4) 戸隠観光施設事業会計

(単位 千円・%)

年度 項目	平成26年度	平成25年度	対前年度増減
資金不足額 (①-②-③-④+⑦-⑩) (※1)	▲ 11,149	▲ 14,995	3,846
① 流動負債	83,489	2,862	80,627
② 控除企業債等	83,330	—	—
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除引当金等	0	—	—
⑤ 翌年度償還予定企業債	—	63,894	—
⑥ 小計 (①-②-③-④+⑤)	159	66,756	△ 66,597
⑦ 算入地方債	0	0	0
⑧ 流動資産	11,308	17,857	△ 6,549
⑨ 控除財源	0	0	0
⑩ 貸倒引当金	0	—	—
⑪ 小計 (⑧-⑨+⑩)	11,308	17,857	△ 6,549
事業の規模 (⑫-⑬)	249,505	269,738	△ 20,233
⑫ 営業収益	249,505	269,738	△ 20,233
⑬ 受託工事収益の額	0	0	0
繰越欠損金	516,189	604,887	△ 88,698
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模)*100	— (▲4.47)	— (▲5.56)	1.09ポイント
実質資金不足比率 (※2) (H25年度: ((⑥+⑦-⑩)/事業の規模)*100) (H26年度: ((①+⑦-⑧)/事業の規模)*100)	— 28.93	— 18.13	10.80ポイント
流動比率 (⑧/①)*100 (H25年度の値は実質流動比率 (※3)) (⑧/(①+⑤))*100	13.5	26.7	△13.2ポイント

(5) 産業団地事業会計

(宅地造成)

(単位 千円・%)

年度 項目	平成26年度	平成25年度	対前年度増減
資金不足額 (⑥+⑦-⑫) (※1)	▲ 1,083,292	▲ 1,228,076	144,784
① 流動負債	2,673,232	368,749	2,304,483
② 控除企業債等	2,300,000	—	—
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除引当金等	580	—	—
⑤ 土地前受金	0	—	—
⑥ 小計 (①-②-③-④-⑤)	372,652	368,749	3,903
⑦ 算入地方債	0	0	0
⑧ 流動資産	2,008,299	1,953,639	54,660
⑨ 控除財源	0	0	0
⑩ 貸倒引当金	0	—	—
⑪ 土地評価差額	552,355	356,814	195,541
⑫ 小計 (⑧-⑨+⑩-⑪)	1,455,944	1,596,825	△ 140,881
⑬ 長期借入金	0	2,350,000	△ 2,350,000
事業の規模 (⑬+⑩-④)	4,822,375	4,783,029	39,346
⑭ 資本・負債 (合計)	4,822,955	4,783,029	39,926
繰越欠損金	0	0	0
資金不足比率 (※2) (資金不足額/事業の規模) *100	— (▲22.46)	— (▲25.68)	3.22ポイント

(※1) 資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

(※2) 参考として、資金不足比率及び実質資金不足比率の資金剰余の比率を「▲」で表示した。

(※3) 実質流動比率：実質的な資金不足額を把握するため、翌年度償還予定の企業債の額を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算した。

資金不足額の状況（法非適用企業）

（１）飯綱高原スキー場事業会計

（単位 千円・％）

年度	平成26年度	平成25年度	対前年度増減
項目			
資金不足額（①+②-⑤）（※１）	▲ 202	▲ 198	△ 4
① 歳出額	97,253	95,512	1,741
② 算入地方債	0	0	0
③ 歳入額	97,455	95,710	1,745
④ 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
⑤ 小計（③-④）	97,455	95,710	1,745
事業の規模（⑥-⑦）	67,523	63,751	3,772
⑥ 営業収益に相当する収入額	67,523	63,751	3,772
⑦ 受託工事収益に相当する収入額	0	0	0
資金不足比率（※２） （資金不足額/事業の規模）*100	— (▲0.30)	— (▲0.31)	0.01ポイント

（２）鬼無里大岡観光施設事業会計

（単位 千円・％）

年度	平成26年度	平成25年度	対前年度増減
項目			
資金不足額（①+②-⑤）（※１）	▲ 88	▲ 261	173
① 歳出額	64,368	80,923	△ 16,555
② 算入地方債	0	0	0
③ 歳入額	68,456	81,184	△ 12,728
④ 翌年度に繰り越すべき財源	4,000	0	4,000
⑤ 小計（③-④）	64,456	81,184	△ 16,728
事業の規模（⑥-⑦）	91,684	97,526	△ 5,842
⑥ 営業収益に相当する収入額	91,684	97,526	△ 5,842
⑦ 受託工事収益に相当する収入額	0	0	0
資金不足比率（※２） （資金不足額/事業の規模）*100	— (▲0.10)	— (▲0.27)	0.17ポイント

（※１）資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

（※２）参考として、資金不足比率の資金剰余の比率を「▲」で表示した。

【参考資料】

(1) 実質赤字比率

- 一般会計等の実質赤字額
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

(2) 連結実質赤字比率

- 連結実質赤字額 : イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

- 準元利償還金 : イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

- 将来負担額 : イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額 : イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(5) 資金不足比率

○ 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝

（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
－ 流動資産）－ 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝

（繰上充用額 ＋ 支払繰延額・事業繰越額 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため
に起こした地方債の現在高）－ 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○ 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

(6) 標準財政規模

○ 地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの

標準税収入額 ＋ 普通地方交付税額 ＋ 地方譲与税額等

（総務省 地方公共団体の財政の健全化関係資料から抜粋）